平成 21 年 5 月 15 日

各　位

会 社 名　ライト工業株式会社
代 表 者　取締役社長　田 村　徹
（コード番号　1926　東証第 1 部）
問合せ先
執行役員人事総務部長　菅谷　康司
TEL　03(3265)2550

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 62 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。）の施行にともない、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条（株券の発行）を削除し、あわせて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

(2)「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことにともない、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

(3) その他、必要な規定および文言の追加、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（株券の発行） 第８条　当会社は株式に係る株券を発行する。	（削除）
（単元株式数及び単元未満株の不発行） 第９条　当会社の単元株式数は、100 株とする。 ２　当会社は、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。	（単元株式数） 第８条　（現行どおり） （削除）
（単元未満株式についての権利） 第10条　当会社の単元未満株を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。 1.会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2.会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の単元未満株を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。 1.　（現行どおり） 2.　（現行どおり） 3.　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱い場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り、株主（実質株主を含む。以下同じ。）のなすべき諸届出、株券の再	（株主名簿管理人） 第10条　（現行どおり） ２　（現行どおり） ３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱い場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取り、株主のなすべき諸届出、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

発行、新株予約権原簿作成、株券喪失登録の手続、実質株主通知の受理、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	
第12条～第34条（条文省略）	第11条～第33条（現行どおり）
（新設）	附則 第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社にて取り扱わない。 第２条　前条及び本条は、平成 22 年１月５日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除するものとする。

3. 日　程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 21 年 6 月 26 日(予定)

定款変更の効力発生日　　平成 21 年 6 月 26 日(予定)

以 上